

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年4月13日

【会社名】 株式会社ネットインデックス

【英訳名】 Net index Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 田中 芳邦

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋二丁目14番1号

【電話番号】 03 - 5250 - 7200

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画本部本部長 野村 淑智

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目14番1号

【電話番号】 03 - 5250 - 7200

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画本部本部長 野村 淑智

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 750,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	18,750株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社の標準となる株式です。 当社は、定款上、単元株式の定めはありません。

- (注) 1. 平成21年4月13日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	18,750株	750,000,000	375,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	18,750株	750,000,000	375,000,000

- (注) 1 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。
2 第三者割当の方法によります。
3 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	株式会社インデックス・ホールディングス	
割当株数	18,750株	
払込金額	750,000,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
	代表者の氏名	代表取締役社長 落合 正美
	資本の額	39,378百円
	事業の内容	情報通信業

大株主及び持株比率		株式会社落合アソシエイツ 落合 正美 株式会社タカラトミー 日本振興銀行株式会社 N I S グループ株式会社 三菱商事株式会社 落合 善美 スカパーJ S A T 株式会社 株式会社フジ・メディア・ホールディングス プロミス株式会社	25.09% 9.99% 4.44% 4.10% 4.10% 2.73% 2.52% 2.25% 2.19% 2.05%
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当社普通株式10,688株（59.93%）を保有する親会社であります。
	取引関係	取引関係	該当事項はありません。
		人的関係	割当予定先の取締役副社長落合善美氏は、当社代表取締役会長を兼任しております。
当該株券の保有に関する事項		当社と割当予定先との間において、割当新株式効力発生日（平成21年4月30日）より2年間において、当該割当新株式の全部または一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。	

(注) 1. 資本の額、大株主及び持株比率並びに出資関係の欄は、平成21年3月31日現在におけるものであります。

2. 資金調達目的等

開発資金、会社運営におけるコスト削減資金、及び借入返済資金の確保

日本経済は、米国経済の減速や原油をはじめとする資源価格の高騰、サブプライムローン証券化の損失に端を発した為替相場は急激にドル安傾向に進み、景気の先行きの不透明感が増す状況にあります。

また当社のおかれている情報通信関連市場におきましては、各通信事業者において携帯電話端末の多様な販売方法が導入され、お客様獲得に向けた競争や差別化が一段と激しさを増しております。更には固定通信と移動通信の融合、あるいは通信と放送の連携が進展しつつある中で、グローバルな通信規格の普及が進むことにより、海外メーカーの国内進出、国内メーカーの事業撤退など事業環境が急速かつ大きく変化しております。

そんな中、当社の主要マーケットであるモバイル端末市場の業界では、携帯電話・PHSの純増数は増加傾向にあるものの市場の飽和化が懸念されております。当社におきましては、通信事業者から新製品の開発あるいは新通信技術の商品化を目的とする開発委託を受けて自社開発を行い、自社ブランド製品として製造し通信事業者へ納入しておりますが、特定の通信事業者の技術企画・販売戦略が当社の業績に大きな影響を及ぼしております。当期においては、受託開発案件の受注減少が響き、新製品の販売が計画どおりに達成できておりません。この結果、平成21年3月期第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日）の売上高は4,065,802千円（前年同期売上高は6,452,159千円36.9%減）営業損失は182,801千円（前年同期営業損失は64,459千円）経常損失は192,412千円（前年同期経常損失は200,532千円）となり、前連結会計年度より引き続き損失を計上している状況であり、当社の手元流動資金につきましては平成21年3月期初と比べて減少している状況でございます。そのような状況において当社グループは平成21年3月期第3四半期末において、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当社グループは当該疑義を解消する為、業績改善に向けた、基本方針として以下の内容を記載しております。

開発体制の再構築

当社グループの中核事業は通信業者から製品開発・新通信技術開発を受注する事を再認識し、開発案件受注に向けての営業体制の強化、開発体制の強化、開発体制の効率化を早急に取り組んでいきます。一方、当社のコアコンピタンスであるモバイル通信技術の社内蓄積を重視し、急速に変化するモバイル通信市場の動向を分析し、付加価値・価格競争力のある製品の販売力の強化を図ります。

経営基盤の強化

全社規模での組織体制見直しを行い、経費削減を推進し、収益性を改善する事を図ります。また、管理部門による全社予算管理機能の実行化に努め、営業・開発に係る予算執行の承認権限を強化いたします。

財務基盤の強化

当面、親会社の財務支援のもと開発資金を確保しており、事業継続に影響は及ぼさないと考えております。今後、財務基盤の強化を図るため、自己資本の充実を図るための方策実施の検討も進めて参ります。さらに資本効率を重視した事業体質に改善することにより所要運転資金の圧縮も目指してまいります。

上記の基本方針を実施中であり、業績が改善し、継続企業の前題に関する重要な疑義を解消できるもの判断しております。

上記、経営状況及び基本方針に鑑み、当事業年度において当社として下記「a, b, c」を経営課題として捉え、早急に課題対処してゆく事が今後の経営再建に向けた最善策と考えておりますが、急激な市場環境の変化から業績が悪化し、当事業年度においては間接金融での資金調達に困難な状況であります。又、上記にて記載している親会社からの財務支援による開発資金は既に充当しており、下記課題の実行原資が不足している状況で御座います。従いまして、今回の第三者割当増資による資金調達とす事と致しました。この資金調達により下記施策を実施する事により、当事業年度においては業績の回復が見込まれるものと考えております。

- a. 次世代無線通信技術の開発：当社は研究開発型企業であるため、常に新しい技術を社内に蓄積してゆく事が競争力の源泉と考えております。当社の今後の中核事業において無線通信市場での市場優位性が発揮でき、市場が拡大すると思われる次世代無線通信技術を柱とした事業活動を行う予定で御座います。本事業を展開する事により、当社製品における競争力が向上し、更なる収益性の強化につながり営業キャッシュフローの改善に寄与いたします。
- b. コスト削減による経営基盤の強化：次世代無線通信技術に注力した事業に再構築し、事業規模に見合った人員体制の確立、収益向上を目指す為、希望退職制度実施による人件費の削減を致します(167百万円/年間)。又、事業規模縮小に伴う事務所一部移転などの販管費の削減により市場環境の変化に耐え得る経営基盤を構築致します。
- c. 有利子負債の圧縮：経営体制の再構築を図り改善がみられる一方で、財務面におきまして平成21年3月期第3四半期での有利子負債総額が総資産に占める割合は44.8%と依然として高いと認識しており、かかる財務面の再構築が急務となっております。当社としましては、可及的速やかに有利子負債の圧縮を目指し、増資資金をもって有利子負債を早急に圧縮する事で、自己資本比率の向上を図り、取引先や金融機関に対する信用向上を目指します。

3. 割当予定先の選定経緯

この度、多種に渡る資金調達方法を検討しましたが、不況による業績悪化により間接金融での調達が困難であり、又当社においては財務体質の改善を図るに都合上、借入での資金調達は調達手段として得策ではない事。新株予約権等での資金調達は引受け先との行使条件が折り合わなかった事、又、当社支出予定時期に鑑み早期に資金調達をする必要がある事の理由により第三者割当増資が合理的な資金調達であると判断しております。平成21年3月期第2四半期決算短信および事業年度第25期第2四半期報告書において継続企業の前題に重要な疑義が存在しているとして、その旨を開示しておりますことから、割当予定先の選定におきましては、こうした当社の厳しい現況を十二分にご理解ご承知の上で、引受けについて意思決定をしていただくことが大前提でありました。こういった意味におきましては、割当予定先である株式会社インデックス・ホールディングスは、当社の親会社であり、当該資金調達の趣旨についてご理解頂いたうえで、割当予定先として選定を致しました。

株式会社インデックス・ホールディングスについて

今回の増資を迅速かつ確実なものとするため、また当社の財務状況をご理解いただき、今後も引き続き事業資金を支援いただく大株主として株式会社インデックス・ホールディングスを選定いたしました。又、株式会社インデックス・ホールディングスにおける第三者割当増資の引受け原資については、同社の子会社であるIndex Asia Pacific Limited(以降IAP)が平成21年3月26日に引受先アジア・インキュベーション・ファンド 投資事業組合による第三者割当増資による資金でIAPの株式会社インデックス・ホールディングスに対する債権を回収した資金を原資とする旨を確認しております。IAPはこの第三者割当増資により、株式会社インデックス・ホールディングスの連結子会社に該当しないこととなります。IAP増資の引受先であるアジア・インキュベーション・ファンド 投資事業組合の業務執行組合員である日本フィナンシャルポート株式会社は、予てより中国でのコンテンツ事業および広告事業に興味を持っており、アジアでの幅広い取引関係の構築を目的とし、事業拡大によるサポートサービスを見込んで増資の引受をされております。

またこの度の資金については、株式会社インデックス・ホールディングスより暴力団等反社会的勢力の関与がないことを確認いたしております。

親会社からの独立性について

株式会社インデックス・ホールディングスは第三者割当増資にて約80%超の当社株式を保有する事となりますが、平成20年12月16日の当社取締役会決議により、株式会社インデックス・ホールディングス(落合善美、梶田義章は㈱インデックス・ホールディングスより着任)から代表取締役会長1名を受入れ、その結果当社の経営体制は、代表取締役会長1名(落合善美)、代表取締役社長1名(田中芳邦)、取締役1名(石川達也)、監査役3名(長谷川義男、梶田義章、藤井泰博)となっており、親会社が当社従業員の過半数を占めている訳ではありませんので、親会社主導の意思決定にはなりません。当社として現状と変わらず上場を維持しつつ、今後においても親子間での営業取引はなく自主独立した事業運営を行います。

割当予定先の保有方針

当社と割当予定先との間において、割当新株式については継続保有及び預託に関する取り決めはありませんが、割当予定先からは、経営の独立性は保ちながらも中長期的な保有による友好的な親子関係を前提としています。なお、割当予定先との間において、割当新株式効力発生日(平成21年4月30日)より2年間において、当該割当新株式の全部または一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。

株券貸借及び類似の契約

当社は、割当予定先及び当社の関係者間で、本件新株発行に関する株券貸借及び類似の契約を締結しておりません。

その他の契約

今回当社が発行する新株式に関し、当社と割当予定先の間において締結した重要な契約はありません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込 株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
40,000	20,000	1株	平成21年4月30日(木)		平成21年4月30日 (木)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2 申込方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ申込をし、払込期日に下記払込取扱場所へ払い込むものいたします。
3 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
4 上記株式を割当てた者から申し込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ネットインデックス 本店	東京都中央区京橋二丁目14番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 四谷支店	東京都新宿区四谷三丁目3番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
750,000,000	4,000,000	746,000,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額 746百万円につきましては、以下のとおりであります。

金融機関への借入金返済資金

金融機関への約定借入金返済資金として、400百万円を平成21年4月末日までに支出する予定であります。

当事業年度での事業運営資金

次世代無線通信開発資金として123百万円、次世代PHSの部材等資金として123百万円を平成21年4月から9月末日までに支出する予定であります。

会社運営におけるコスト削減の為の資金

希望退職制度導入による費用として、62百万円、事務所一部移転による費用として38百万円を平成21年4月から6月末日までに支出する予定であります。

調達する資金使途の合理性に関する考え方

- a. 当事業年度における次世代無線通信開発費用に充当する事により、円滑に開発が推進でき、当事業年度における事業収益性の強化が図れると考えております。
- b. 希望退職制度の募集オプションである、本制度応募社員の転職準備休暇費用(平成21年4月1日～平成21年6月30日)及び再就職支援費用に充当し円滑に本制度を遂行し、それに伴う会社規模の縮小による事務所の一部移転によりコスト削減が図れ、経営基盤の強化につながるものと考えております。
- c. 金融機関への借入金返済については、有利子負債の圧縮により財務体質の改善を図ることができるとともに、毀損した株主資本を回復することにより、取引先や金融機関に対する信用向上につながるものと考えております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第24期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成20年6月30日提出）、本有価証券届出書提出日（平成21年4月13日）までの間において下記の事項が追加になっております。

また、「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本届出書提出日現在において判断した事項であります。

（1）継続企業の前提に関する重要な疑義の存在について

当社グループは、第25期第2四半期連結累計期間におきまして、営業損失37百万円、四半期累計純損失114百万円を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローが1,117百万円のマイナスとなり、開発資金の調達が困難となり、また第3四半期連結累計期間におきましても、営業損失182百万円、四半期純損失377百万円を計上し、かつ営業活動によるキャッシュ・フローが1,036百万円のマイナスであり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。損失発生の主な原因は、モバイル&ワイヤレス事業において、受託開発案件の受注減少が響き新製品の販売が計画通りに達成できなかったことと、既存製品の音声端末、データ通信カード等の販売数量が市場環境の変化によって計画どおり達成できなかったことによります。

本有価証券届出書添付の四半期報告書（第25期第3四半期報告書）四半期連結財務諸表中「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載しておりますとおり、当該状況を解消するべく当社グループとして再建プログラムを策定し、これを強力に推進することにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消できるものと判断しております。

なお、本有価証券届出書添付の四半期報告書（第25期第3四半期報告書）四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

（2）既存株式の希薄化について

当社は、平成21年4月13日開催の取締役会において、株式会社インデックス・ホールディングス（東京都世田谷区）に対して第三者割当による18,750株の新株発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による新株発行により、本有価証券届出書提出日（平成21年4月13日）現在の発行済株式総数17,832株に105.1%の希薄化が生じることになり、当社株価形成に影響を与える可能性があります。

しかし、今回の第三者割当増資での資金調達を行い経営課題に対処する事で、次世代無線技術開発による事業収益の向上、コスト削減による事業基盤の向上、有利子負債圧縮による財務体質の改善により取引先・金融機関との信用が回復され、信用不安により著しく低下した株価の回復と事業収益の増加が見込まれると考えており、今回の株式発行数量と希薄化の規模は合理的なものであると判断しております。

(3) 大株主の状況及び株主構成についてのリスク

本件増資が完了した場合、株式会社インデックス・ホールディングス(以下、本件割当予定先)の議決権の所有割合は、本件増資前59.93%から本件増資後80%程度となる見込みです。

本件割当予定先は、本第三者割当増資前も当社の筆頭株主であり、当社の再建計画にご賛同をいただいております。本件割当予定先と当社との間において、割当新株式については継続保有及び預託に関する取決めはありませんが、当社の経営の独立性を保ちながらも中長期的な保有による友好的な親子関係を前提としております。本件割当予定先との間において、割当新株式効力発生日(平成21年4月30日)より2年間において、当該割当新株式の全部または一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けたものの氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。

2. 臨時報告書の提出

平成20年12月16日提出の臨時報告書

当社の代表取締役の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき提出いたしました。

(報告内容)

(1) 新任代表取締役

氏名 (生年月日)	異動後の職名	異動前の職名	異動の年月日	所有株式数
落合 善美 (昭和40年11月14日)	代表取締役会長	取締役	平成20年12月16日	株

(注) 所有株式数は、提出日現在で記載しております。

主要略歴

平成元年4月 日商岩井(株)(現双日(株)) 入社

平成10年1月 (株)インデックス・ホールディングス(旧(株)インデックス) 入社

平成10年4月 (株)インデックス・ホールディングス(旧(株)インデックス) 取締役 就任

平成12年5月 (株)インデックス・ホールディングス(旧(株)インデックス) 代表取締役副社長
就任

平成14年11月 (株)インデックス・ホールディングス(旧(株)インデックス) 代表取締役社長
就任

平成17年3月 当社取締役 就任(現任)

平成18年6月 (株)インデックス 代表取締役社長 就任(現任)

平成19年10月 (株)アトラス 取締役 就任(現任)

平成20年12月 (株)インデックス・ホールディングス 取締役副社長 就任(現任)

氏名 (生年月日)	異動後の職名	異動前の職名	異動の年月日	所有株式数
田中 芳邦 (昭和23年4月16日)	代表取締役 執行役員社長	代表取締役 執行役員副 社長 兼 CTO 兼 N&W事業本部本部長	平成20年12月16日	168株

(注) 所有株式数は、提出日現在で記載しております。

主要略歴

昭和59年10月 当社入社
 平成7年6月 当社取締役副社長技術本部長 就任
 平成10年7月 当社代表取締役 就任
 平成12年6月 当社代表取締役副社長 就任
 平成14年12月 当社代表取締役社長 就任
 平成17年3月 当社代表取締役会長 就任
 平成17年9月 ㈱ネットモバイル 代表取締役社長 就任
 平成18年2月 ㈱ネットインデックス・イー・エス 代表取締役社長 就任(現任)
 平成18年5月 ㈱ネットモバイル (非常勤)取締役 就任(現任)
 平成19年8月 当社代表取締役執行役員副社長兼CTO 就任
 平成20年2月 当社代表取締役執行役員副社長兼
 CTO兼M&W事業本部本部長 研究開発部管掌 就任(現任)

(2) 退任代表取締役

氏名 (生年月日)	異動後の職名	異動前の職名	異動の年月日	所有株式数
鶴野 正康 (昭和29年8月23日)	取締役	代表取締役 執行役員社長	平成20年12月16日	202株

(注) 所有株式数は、提出日現在で記載しております。

平成20年12月19日提出の臨時報告書

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動に関し、平成20年12月19日開催の監査役会において、一時会計監査人の選任を決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出いたしました。

(報告内容)

1. 異動に係る公認会計士等

退任する監査法人の名称等

名 称 新日本有限責任監査法人

事務所所在地 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号日比谷国際ビル

一時会計監査人の名称等

名 称 清和監査法人

事務所所在地 東京都港区赤坂二丁目17番22号 赤坂ツインタワー東館

2. 異動年月日 平成20年12月19日

3. 退任する公認会計士等の直近における就任年月日 平成20年6月27日

4. 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

5. 異動に至った理由及び経緯

当社は、第2四半期において継続企業の前提に関する重要な疑義が生じ、親会社より財務支援を受けました。第3四半期以降、従来にも増した機動的な監査業務の遂行のために、当社の監査法人を親会社と同じ監査法人にすることが望ましいとの判断に至りました。

当社は、新日本有限責任監査法人に監査および四半期レビュー契約の解約を申し入れ、同監査法人もこれを承諾したため、当社及び同監査法人は本日をもって、同契約を合意解除し、親会社と同じ監査法人である清和監査法人を当社の一時会計監査人に選任することとしました。

6. 当該異動に至った理由及び経緯についての公認会計士等の意見等

特段の意見はないとの申し出を受けております。

平成21年2月27日提出の臨時報告書

当社の特定子会社に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、提出いたしました。

(報告内容)

特定子会社の異動に関する事項

(1) 当該特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	株式会社テック・インデックス
住所	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22 サンタワーズセンタービル
代表者氏名	代表取締役 執行役員社長 長沢 雄次
資本金	172百万円
事業内容	データセンターインフラ事業

(2) 異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び総株主の議決権に対する割合

当社の所有に係る議決権の数

異動前 5,815個

異動後 0個

総株主の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 0%

(3) 異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社グループは、昨今の消費の減速と急激な円高による輸出の減少により、製造業を中心とした大幅な減産、設備投資の抑制、雇用環境の悪化など、経済環境の悪化に伴い、グループの事業再編を進めております。

また、平成20年11月28日付の「第25期 第2四半期報告書」においてご報告しました通り、当社は業績改善に向けて「経営基盤の強化」、「財務基盤の強化」、「開発体制の再構築」の基本方針を策定、実施しております。この中、当社は平成19年10月に「システム&サービス事業」を強化・拡大すべく譲受けた当該子会社については、業績改善半ばで未だ黒字化に至っておりませんでした。そのため、不採算事業の抜本的な事業再編が懸念事項であり、当社連結業績に与える影響を鑑み、経営資源を技術的優位性のある中核事業のモバイル&ワイヤレス事業に集中するため、当社保有の当該子会社株式の売却を検討してまいりましたが、最終的にNISインキュベーションファンド1号投資事業組合と売却合意にいたり、当該子会社の全株式を譲渡することを決定いたしました。

なお、当該子会社と親会社である株式会社インデックス・ホールディングスグループとの取引関係は継続する予定であります。

異動の年月日

平成21年2月27日

3. 自己株式の取得状況

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(平成20年2月15日)での決議状況 (取得期間平成20年2月18日～平成20年9月30日)	445		100,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)			
計			
報告月末現在の累積取得自己株式			
自己株式取得の進捗状況(%)			

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

平成20年9月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	17,832
保有自己株式数	

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第25期第 3四半期)	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成21年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社ネットインデックス
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 和田 慎二
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉澤 祥次
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットインデックスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットインデックス及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年5月22日及び平成19年6月4日開催の取締役会において一般募集による新株式の発行を決議し、平成19年6月21日に払込が完了した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年5月22日及び平成19年6月4日開催の取締役会において第三者割当増資による新株式の発行の決議をした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社ネットインデックス

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 筧 悦生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 戸谷 英之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットインデックスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネットインデックス及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、第3四半期連結累計期間において、営業損失182百万円、四半期純損失377百万円を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローが1,036百万円のマイナスとなり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表に反映していない。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結累計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社ネットインデックス
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 和田 慎 二
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉澤 祥 次
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットインデックスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットインデックス及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財務状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社ネットインデックス
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 和田 慎二
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉澤 祥次
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットインデックスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットインデックスの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年5月22日及び平成19年6月4日開催の取締役会において一般募集による新株式の発行を決議し、平成19年6月21日に払込が完了した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年5月22日及び平成19年6月4日開催の取締役会において第三者割当増資による新株式の発行の決議をした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社ネットインデックス
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 和田 慎 二
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉澤 祥 次
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットインデックスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットインデックスの平成20年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。